

当社と東洋紡 S T C 株式会社との吸収合併に係る  
会社法第 801 条第 1 項に定める事後開示書面

東洋紡株式会社

## 目 次

1. 吸収合併の効力が生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2. (1) 消滅会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - (2) 消滅会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - (3) 消滅会社における新株予約権買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - (4) 消滅会社における債権者の異議手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
3. (1) 存続会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (2) 存続会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (3) 存続会社における債権者の異議手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
4. 存続会社が吸収合併により消滅会社から承継した重要な権利義務  
（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
5. 消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
6. 変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、当社を存続会社、東洋紡 S T C 株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1. 吸収合併の効力が生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2026 年 4 月 1 日

2. (1) 消滅会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 消滅会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 消滅会社における新株予約権買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 消滅会社における債権者の異議手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 24 日付官報において、債権者に対し本件合併について異議申述公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. (1) 存続会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が同法第 796 条の 2 の規定による本件合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 存続会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が同法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をすることはできません。

(3) 存続会社における債権者の異議手続きの経過  
(会社法施行規則第200条第3号)

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定にもとづき、令和7年12月24日付官報および電子公告により、当社の債権者に対し、本件合併に関する事項を公告いたしました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が吸収合併により消滅会社から承継した重要な権利義務  
(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、2026年4月1日をもって、消滅会社より、その資産、負債および権利義務の一切を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書面 (会社法施行規則第200条第5号)

別添のとおりです。

6. 変更登記をした日 (会社法施行規則第200条第6号)

2026年4月6日 (予定)

7. その他吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第200条第7号)

該当事項は、ありません。

以上

2026年4月3日

大阪市北区梅田一丁目13番1号

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内 郁夫



別添（消滅会社の事前開示書面）



当社と東洋紡株式会社との吸収合併に係る  
会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書面

東洋紡 S T C 株式会社

当社は、東洋紡株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置します。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

契約の内容は、別添 1 の吸収合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

本合併は、存続会社が当社の発行済株式の全部を所有していますので、本合併に際しては、当社の株主に対して存続会社の株式その他の資産の割当を行わず、また、本合併により存続会社の資本金および準備金は増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項は、ありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項は、ありません。

5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 別添 2 の計算書類等のとおりです。

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

a. 国内無担保普通社債の発行

存続会社は、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行について包括決議を行いました。この決議に基づき、2025 年 6 月 11 日に第 46 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行しました。概要は以下のとおりです。

①発行総額	100 億円
②発行価額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
③利率	年 1.632%
④払込期日	2025 年 6 月 11 日
⑤償還期限	2030 年 6 月 11 日
⑥償還方法	満期一括償還
⑦資金使途	社債償還資金

⑧特約条項 本社債について「担保提供制限条項」を付すものとする

b. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

存続会社は、2025年6月25日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を処分しています(普通株式77,865株、処分価額の総額70,312,095円、払込期日2025年7月18日)。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第5号)

2025年3月31日現在における当社および消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、以下のとおりです。

存続会社	資産の額	506,412百万円
	負債の額	360,922百万円
	純資産の額	145,490百万円
当社	資産の額	24,809百万円
	負債の額	14,807百万円
	純資産の額	10,002百万円

本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、存続会社の負担する債務は、本合併の効力発生日以降も履行の見込みには問題はないと判断しています。

以上

なお、本書面記載事項のうち、写しである書類については、原本の写しに相違ありません。

2025年12月24日

大阪市北区梅田一丁目13番1号

東洋紡STC株式会社

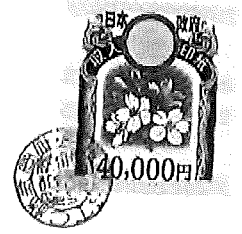
代表取締役 奥田 有史



## 目 次

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）
5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

別添 1 (合併契約書)



## 合併契約書

東洋紡株式会社（以下、「甲」という。）と、東洋紡 STC 株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社  
商号： 東洋紡株式会社  
住所： 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

乙：吸収合併消滅会社  
商号： 東洋紡 S T C 株式会社  
住所： 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

### 第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

### 第3条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金及び準備金の額を変更しない。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年4月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### 第5条（合併承認株主総会）

甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は会社法第 784 条第 1 項の規定により、株主総会における本契約の承認を得ずに合併する。

### 第6条（会社財産の引継）

乙は、自らが所有する一切の資産、負債及び権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

#### 第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日まで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

#### 第8条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、細目については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

#### 第9条（解散後の費用）

効力発生日において、乙の解散のために支出する費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

#### 第12条（主務官庁の許可）

本契約は、甲及び乙の適法な機関による承認決定並びに法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、効力を失う。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2025年11月25日

甲 大阪市北区梅田一丁目13番1号  
東洋紡株式会社  
代表取締役社長 竹内 郁夫



乙 大阪市北区梅田一丁目13番1号  
東洋紡 STC 株式会社  
代表取締役社長 奥田 有史



別添 2 (存続会社の計算書類等)

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

# 事業報告

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

## I. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、米国では堅調な経済活動が続いたものの、足もとには需要減退の兆しが見られ、先行き不透明感が増してきました。中国では輸出は拡大しましたが、不動産不況や消費低迷の長期化に対する政策の効果は限定的で、景気は足踏み状態が続いています。国内においては、所得環境の改善により個人消費が持ち直したことに加え、インバウンド需要の増加や設備投資の拡大により、景気は緩やかに回復しました。

こうした事業環境のもと、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”、中東向け特化生地は堅調に推移しました。加えて、包装用フィルム事業、不織布マテリアル事業などの要改善事業において、製品価格の改定や生産体制の見直しなどの対策を進めたことにより、収益性が改善しました。

以上の結果、当年度の売上高は、4,220億32百万円と前年度比1.9%の増収、営業利益は、166億53百万円と前年度比85.1%の増益、経常利益は、105億91百万円と前年度比52.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億3百万円と前年度比18.4%の減益となりました。

#### (1) 事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。

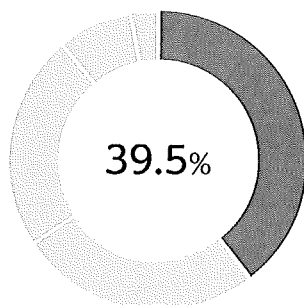


包装用フィルム事業では、新製品の開発費用などコスト上昇の影響を受けましたが、荷動きが緩やかに回復したことに加え、原燃料価格や物流費の上昇に対する製品価格の改定を進めたことにより、収益性が改善しました。

工業用フィルム事業では、セラミックコンデンサ用離型フィルムはAIサーバー向けなどの販売が拡大した一方で、新機台の立上げ費用が増加しました。液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”は強い需要に支えられ、堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、1,668億42百万円、営業利益は、69億20百万円と増収増益となりました。

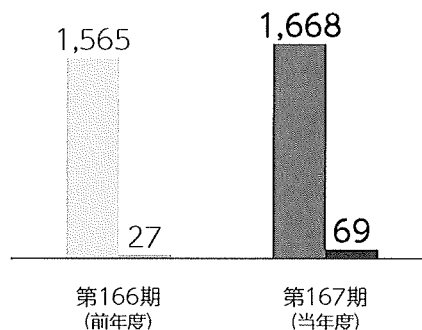
売上高構成比

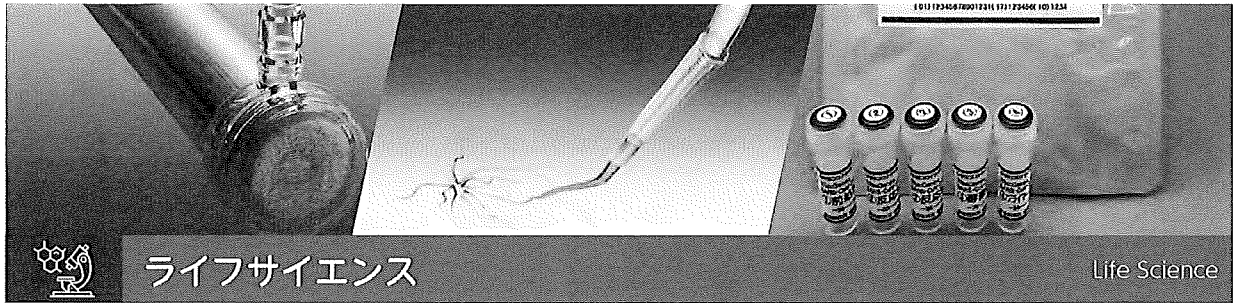


売上高・営業利益

(億円)

■ 売上高 ■ 営業利益





バイオ事業では、診断薬用原料酵素は国内外ともに堅調な需要に支えられ、販売が増加しましたが、生産能力増強に伴う費用の増加に加え、一時的な生産性低下の影響も受けました。

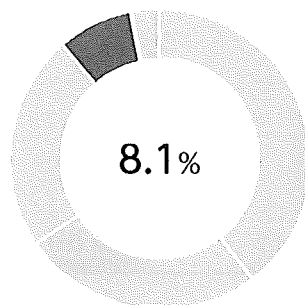
メディカル事業では、人工腎臓用中空糸膜の販売が堅調に推移しましたが、新工場の立上げやインフラ関連投資に関する費用が増加しました。

医薬品製造受託事業では、FDA<sup>※</sup>からのWarning Letterが解除されたことに加え、製品価格の改定が進みました。

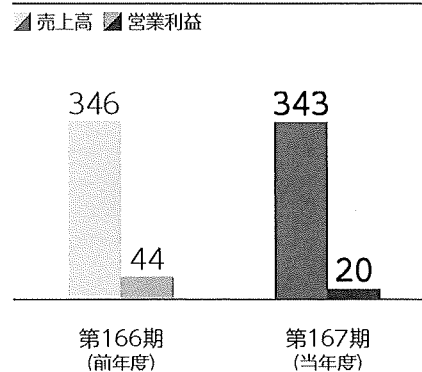
以上の結果、当セグメントの売上高は、343億41百万円、営業利益は、20億10百万円と減収減益となりました。

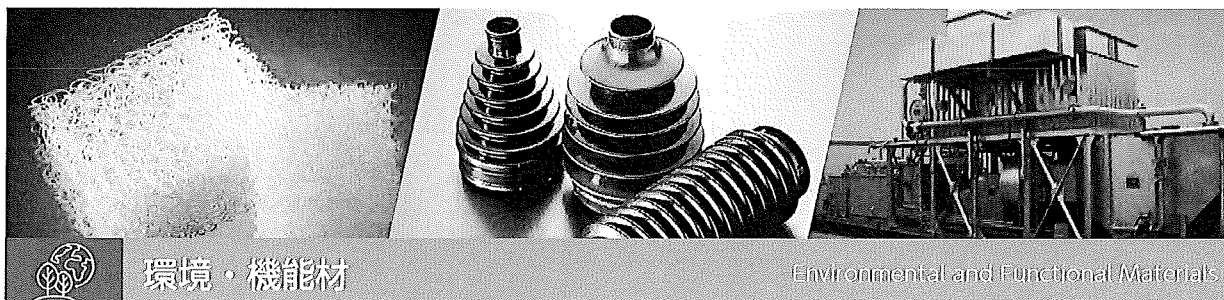
<sup>※</sup>Food and Drug Administration  
(アメリカ食品医薬品局)

売上高構成比



売上高・営業利益 (億円)





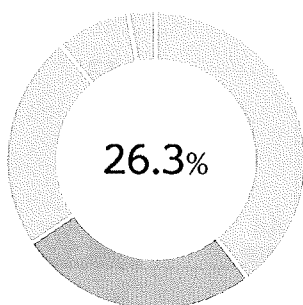
樹脂・ケミカル事業では、エンジニアリングプラスチックは、製品価格の改定が進んだことに加え、北中米向け自動車用途の販売が拡大しました。水現像型感光性印刷版用途の光機能材料は、中国や東南アジアを中心に販売が増加しました。

環境・ファイバー事業では、環境ソリューションは、リチウムを濃縮回収するためのBC (Brine Concentration) 膜装置の販売が寄与しましたが、EV市場減速の影響により、リチウムイオン電池セパレータ製造工程で使用されるVOC回収装置の出荷が減少し

ました。高機能ファイバーは、海外向け販売が堅調に推移しました。不織布材料は、国内生産体制の見直しが進み、収益性が改善しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、1,108億7百万円、営業利益は、79億61百万円と減収増益となりました。

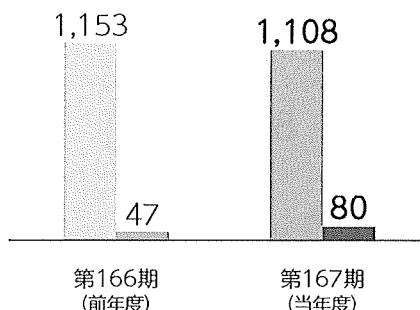
売上高構成比

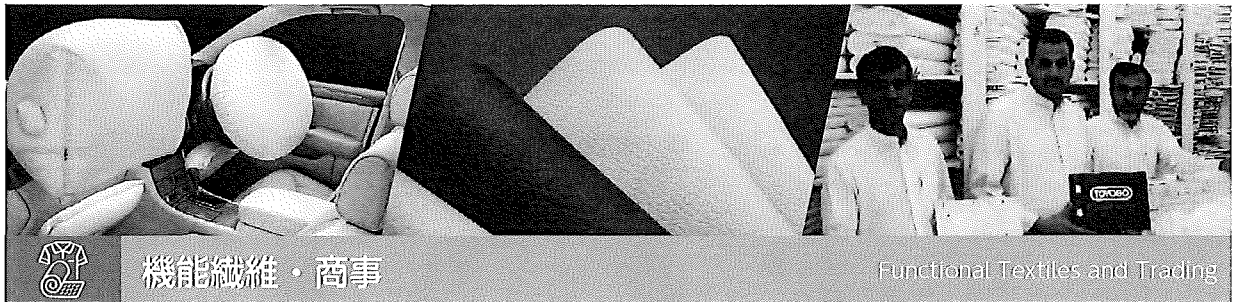


売上高・営業利益

(億円)

■ 売上高 ■ 営業利益



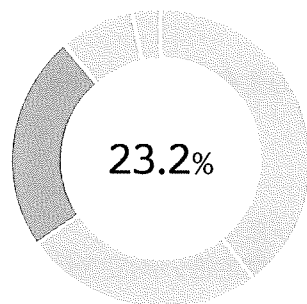


衣料繊維事業では、中東向け特化生地は、強い需要に牽引され販売が増加したことに加え、為替影響により輸出採算が好転しました。さらに、国内生産拠点の集約などの構造改革が進展しました。

エアバッグ用基布事業では、製品価格の改定が進みました。

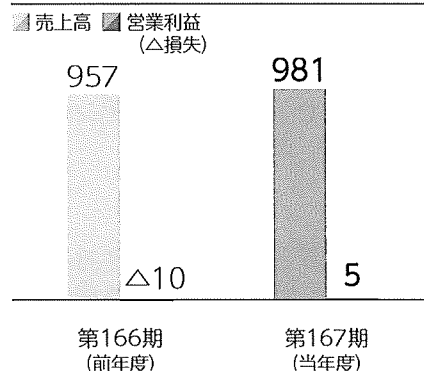
以上の結果、当セグメントの売上高は、980億62百万円、営業利益は、5億39百万円と増収黒字転換となりました。

売上高構成比



売上高・営業利益

(億円)





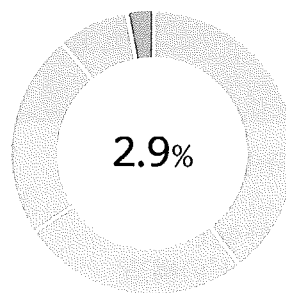
## 不動産・その他

Real Estate & Others

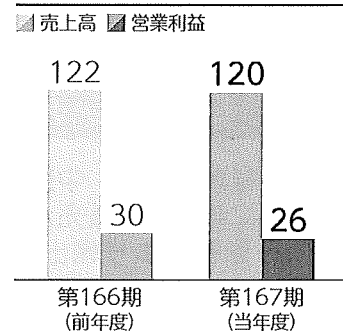
不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等の各インフラ事業は、それぞれおおむね計画どおりに推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、119億80百万円、営業利益は、25億54百万円と減収減益となりました。

売上高構成比



売上高・営業利益 (億円)



(当年度営業利益 消去または全社△33億円)

### (2) 事業区分別売上高

区 分	売上高	構成比	前年度比増減率
フィルム	1,668億円	39.5%	6.6%
ライフサイエンス	343	8.1	△0.6
環境・機能材	1,108	26.3	△3.9
機能繊維・商事	981	23.2	2.5
不動産	41	1.0	1.9
その他	78	1.9	△3.4
合 計	4,220	100.0	1.9

### 2. 設備投資等の状況

当年度には、セラミックコンデンサ用離型フィルムの生産設備新設のほか、総額432億円の設備投資を行いました。

### 3. 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

当年度は、成長戦略の遂行と将来の飛躍に向けた財務健全性の両立を目的としてハイブリッドファイナンスなどによる資金調達を実施しました。

#### 4. 重要な組織再編等の状況

該当事項は、ありません。

#### 5. 対処すべき課題

##### (1) 「2025中期経営計画」(2022～2025年度)への取組み

当社グループは、企業理念『順理則裕』のもと、長期ビジョン「サステナブル・ビジョン2030」を策定しています。事業環境の変化や社会トレンドを想定したうえで、「人」と「地球」に関する社会課題を設定し、その課題に対するサステナビリティ指標（非財務指標）とアクションプランを定めています。

また、「サステナブル・ビジョン2030」に掲げる目標を達成するための通過点として、「2025中期経営計画」(2022～2025年度)（以下、「2025中計」といいます。）を策定しています。当該期間を「つくりかえる・仕込む4年」と位置づけ、「安全・防災、品質の徹底」「事業ポートフォリオの組替え」「未来への仕込み」「土台の再構築」の4つの施策を中心に企業価値向上への取組みを進めています。

##### (2) 2025年度経営方針の策定、実行

当社グループでは、上記(1)の取組みを進めていますが、原燃料価格や物流費・人件費などの上昇、需要の変調など、2025中計策定当初と比べ事業環境が大きく変化した影響もあり、「稼ぐ力」が低下しました。

これを踏まえ、2025年度経営方針には、引き続き「未来をつくるために稼ぐ力を取り戻す」を掲げ、以下の6つのアクションプランを実行します。

###### ①安全・防災、品質、コンプライアンスの徹底

事業継続の大前提として掲げる安全・防災については、「安全防災ロードマップ」に沿って、安全文化の醸成と安全基盤の整備を活動の両輪とし、すべての階層への教育の充実や安全防災投資によるリスク低減に取り組み、「ゼロ災」をめざします。

品質については、「品質保証体制再構築ロードマップ」に沿って、PL/QAアセスメントの徹底や品質データのオンライン化などを推進することで、安全・安心な製品・サービスをお届けします。

コンプライアンスについては、研修の充実や事例の共有などを推進するとともに、内部通報窓口のアクセシビリティ向上により、問題発生未然防止や早期発見に努めます。

###### ②価値に見合ったプライシングの徹底

プライシングは経営の最重要事項のひとつであるとの認識のもと、付加価値に見合った製品価格の設定を徹底します。2021年度からの原燃料価格の高騰分については、おおむね価格転嫁が完了しましたが、引き続き、物流費や人件費などの上昇分に対する製品価格の改定を進めます。

③要改善事業（低収益・赤字セグメント）対策

要改善事業として位置づける5つの事業については、それぞれ次の取組みを進め、早期の正常化をめざします。

衣料繊維事業は、すでに黒字化していますが、さらに資産効率の改善を進めていきます。

医薬品製造受託事業およびエアバッグ用基布事業は、ロードマップに従い収益性の改善を図ります。

包装用フィルム事業は、製品価格改定の徹底や生産体制の見直し、環境対応製品へのシフトを進め、不織布マテリアル事業は、国内生産体制の見直しや外部委託生産の拡大を進めていきます。

④投資の確実な回収と新の創出

工業用フィルムやバイオ、メディカルの各重点拡大事業において、セラミックコンデンサ用離型フィルム、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”、生化学診断薬用原料酵素、人工腎臓用中空糸膜の設備投資を積極的に進めています。これら付加価値の高い製品・事業における成長投資案件の本格稼働により、確実に収益拡大につなげます。

加えて、4つのコア技術「高分子技術」「バイオ・メディカル技術」「環境技術」「分析・シミュレーション技術」を融合させ、「新循環プラスチックソリューション」、「環境アクティブクリーンソリューション」「Well-Beingソリューション」の3つの領域におけるイノベーション創出に挑戦します。

⑤投資・経費の絞込み、コストダウン

投資の絞込みについては、2025中計策定時、2,400億円の設備投資を計画していましたが、投資案件の見直しにより、総額1,800億円に圧縮する計画に変更し、資本効率を重視した経営を進めていきます。

経費の絞込み、コストダウンについては、業務改革を推進する全社プロジェクトにより、販売管理費の見直し・圧縮、加工費のコストダウンを図ります。

⑥使用資本の圧縮（資産効率の改善）

持続的な成長を見据えて、使用資本の適正化のために、運転資金の拡大抑制や事業ポートフォリオの組替えに注力します。

(3) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社グループでは、PBRが1倍を下回る状態にあることを重く受け止め、資本コストを意識した経営を推進しています。

2025中計では、重要財務指標にROE、ROICを採用し、「事業ポートフォリオの組替え」「投資の確実な回収」の実行により、グループ全体の資産効率、収益性改善を進めています。

また、「未来への仕込み」において、成長の具体策や道筋を示し成長期待を高めるとともに、「安全・防災、品質の徹底」や「土台の再構築」によるリスクの低減にも注力し、PBRの向上を図ります。

当社グループは、このような課題に取り組み、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、従業員が誇りとやりがいをもって働き続けられる会社、持続的に成長できるサステナブルな会社をめざしていきます。

## 6. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	連結会計年度	第164期	第165期	第166期	第167期
		自 2021年4月 至 2022年3月	自 2022年4月 至 2023年3月	自 2023年4月 至 2024年3月	自 2024年4月 至 2025年3月
売上高 (百万円)		375,720	399,921	414,265	422,032
営業利益 (百万円)		28,430	10,063	8,995	16,653
経常利益 (百万円)		23,092	6,590	6,962	10,591
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)		12,865	△655	2,455	2,003
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)		144.75	△7.37	27.87	22.73
総資産 (百万円)		517,774	588,906	606,990	617,799
純資産 (百万円)		197,149	221,422	230,087	232,044

(注) 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しています。

## 7. 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
東洋紡エムシー株式会社	15,100	51.0	機能素材に関連する商材の企画・開発・製造・販売
東洋紡S T C株式会社	390	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売
東洋紡せんい株式会社	300	100.0	衣料繊維の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東洋紡不動産株式会社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御幸毛織株式会社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

(注) 重要な子会社の状況に記載した7社を含み、連結子会社は49社、持分法適用会社は6社です。

## 8. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区 分	主 要 製 品
フ イ ル ム	包装用フィルム、工業用フィルム
ラ イ フ サ イ エ ン ス	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器等
環 境 ・ 機 能 材	エンジニアリングプラスチック、自動車用機能資材、工業用接着剤、光機能材、スーパー繊維、機能フィルター、不織布、アクア膜等
機 能 繊 維 ・ 商 事	機能繊維、エアバッグ用基布等
不 動 産	不動産の賃貸・管理等
そ の 他	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

## 9. 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

### (1) 当社

本 社	大阪市
支 社	東京支社（東京都中央区）・名古屋支社（名古屋市）
工 場	敦賀事業所（福井県敦賀市）・岩国事業所（山口県岩国市）・庄川工場（富山県射水市）・犬山工場（愛知県犬山市）・宇都宮工場（宇都宮市）・高砂工場（兵庫県高砂市）
研 究 所	総合研究所（天津市）

### (2) 子会社

東洋紡エムシー株式会社	本社（大阪市）
東洋紡STC株式会社	本社（大阪市）
東洋紡せんい株式会社	本社（大阪市）
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社（大阪市）
東洋紡不動産株式会社	本社（大阪市）
御幸毛織株式会社	本社（名古屋市）
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所（大阪府泉南市）

10. 当社グループおよび当社の従業員の状況（2025年3月31日現在）

	従業員数	前年度末比増減
当社グループ	9,976名	692名減
当社	3,030名	33名減

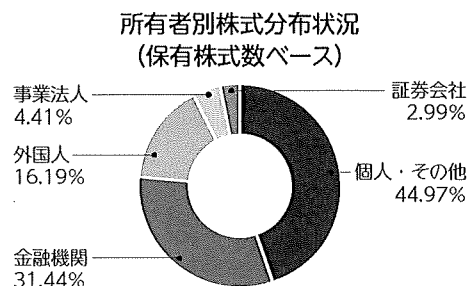
(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

11. 当社グループの主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,868百万円
株式会社三井住友銀行	15,527
株式会社三菱UFJ銀行	14,230
三井住友信託銀行株式会社	12,300

## II. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 89,048,792株  
(自己株式876,140株を含む)
3. 株主数 69,183名
4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,650千株	15.48%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,987	10.19
東洋紡従業員持株会	2,531	2.87
東友会	2,137	2.42
日本生命保険相互会社	1,750	1.99
明治安田生命保険相互会社	1,402	1.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,231	1.40
GOVERNMENT OF NORWAY	1,159	1.32
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE; UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	1,147	1.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,101	1.25

(注) 持株比率は、自己株式 (876,140株) を控除して計算しています。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く。)	28,184株	5名

- (注) 1. 上記のほか、当社執行役員19名に49,618株を交付しています。  
2. 社外取締役および監査役には交付していません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	樽 原 誠 慈	株式会社SCREENホールディングス社外取締役
代表取締役社長 (社長執行役員)	竹 内 郁 夫	内部監査部統括
代 表 取 締 役 (専務執行役員)	酒 井 太 市	安全防災本部長。生産技術部門、調達・物流総括部統括
取 締 役 (常務執行役員)	相 良 誉 仁	ライフサイエンス本部長
取 締 役 (常務執行役員)	稲 田 武 彦	人事・総務・法務部門統括 東洋紡不動産株式会社代表取締役社長
取 締 役	磯 貝 恭 史	
取 締 役	桜 木 君 枝	会津大学大学院特任教授 いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社熊谷組社外取締役
取 締 役	播 磨 政 明	伏見町法律事務所弁護士
取 締 役	福 士 博 司	一般社団法人日本食品添加物協会会長 公益社団法人日本食品衛生協会副会長 雪印メグミルク株式会社社外取締役
取 締 役	高 瀬 正 子	テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役 グロープライド株式会社社外取締役
監査役（常勤）	田 保 高 幸	
監査役（常勤）	大 田 康 雄	
監 査 役	入 江 昭 彦	
監 査 役	新 免 和 久	新免公認会計士事務所代表 積水化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 磯貝 恭史、桜木 君枝、播磨 政明、福士 博司および高瀬 正子の各氏は、社外取締役です。  
2. 監査役 入江 昭彦および新免 和久の両氏は、社外監査役です。  
3. 監査役 田保 高幸氏は、当社で長年の経理部門の経験があり、また、監査役 新免 和久氏は、公認会計士であり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
4. 取締役 相良 誉仁および稲田 武彦の両氏は、2024年6月25日開催の第166回定時株主総会において選任され就任しました。  
5. 取締役 森重 地加男および大槻 弘志の両氏は、2024年6月25日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。  
6. 監査役 大田 康雄氏は、2025年3月31日をもって監査役を辞任しました。  
7. 取締役 播磨 政明氏は、2024年10月31日付で大阪府公害審査会会長を退任しました。  
8. 当社は、取締役 磯貝 恭史、桜木 君枝、播磨 政明、福士 博司および高瀬 正子の各氏ならびに監査役 入江 昭彦および新免 和久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。  
9. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	309 (53)	234 (53)	45 (-)	30 (-)	12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	71 (18)	71 (18)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	380 (71)	305 (71)	45 (-)	30 (-)	16 (7)

(注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。

2. 基本報酬は、役位別の基本(定額)部分の合計額です。

3. 譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。

4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

### (2) 業績連動報酬等に関する事項

① 取締役(社外取締役を除く。)に対し適切な動機づけとなるように、報酬の一部(短期インセンティブ報酬)については前年度の全社業績および個人業績を反映させる設計としています。このほか、非財務指標の目標を設定し、その達成度に応じて加算することとしています。

② 全社業績の評価指標(以下、「KPI」といいます。)は、「2025中期経営計画」のKPIであるEBITDAとしています。具体的な目標設定額や達成度に応じて算出するための計算式については、取締役会が、委員の過半数を独立性の高い社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえ決定しています。また、個人業績については、担当部門業績(営業利益達成度、ROA改善度など)や個人目標の達成度を総合的に勘案し決定しています。

③ 全社業績のKPI(EBITDA)の目標値および実績は、下表に記載のとおりです。

EBITDA	第165期	第166期(前年度)
目標値(億円)	450	367
実績(億円)	291	288

(注) 全社業績の評価は、第165期の実績が2024年4月度から同年6月度までの報酬に、第166期の実績が同年7月度から2025年3月度までの報酬に、それぞれ反映されています。

④ 短期インセンティブ報酬の評価項目に設定した非財務指標(安全・防災、人的資本の両要素でそれぞれ設定)については、未達成であったため、加算していません。

### (3) 非金銭報酬等の内容

- ① 取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し適切な動機づけとなるように、また、株主との一層の価値共有を推進するため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。
- ② 当社は、対象取締役に対し、報酬の一部として年1回、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、対象取締役がその報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで当社普通株式を取得します。
- ③ 当社普通株式の1株当たりの払込金額は、報酬債権の額を決定する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値とします。
- ④ 対象取締役が取得する普通株式の譲渡制限期間は、払込期日から30年間です。
- ⑤ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合、付与した譲渡制限付株式の全部または一部について譲渡制限を解除できるものとし、解除する譲渡制限付株式の数および解除時期を合理的に調整します。
- ⑥ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、一定の事由に該当した場合には、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得します。
- ⑦ 譲渡制限期間の満了前に、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等がなされる場合、取締役会決議により合理的に定める数の譲渡制限付株式についての譲渡制限を当該組織再編等の効力発生日に先立ち解除します。また、譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式は当社が無償で取得します。
- ⑧ 当事業年度における付与の状況は、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

### (4) 株主総会決議による定めに関する事項

当社役員の報酬等に関する株主総会決議の内容は、下表に記載のとおりです。

区 分	種 類	上 限	株 主 総 会 決 議
取 締 役	金 銭 報 酬	月額41百万円	2005年6月29日開催 第147回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数11名)
	非 金 銭 報 酬 等 (譲渡制限付株式報酬)	年額45百万円 年間45千株	2019年6月25日開催 第161回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数6名)
監 査 役	金 銭 報 酬	月額7百万円	2003年6月27日開催 第145回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数5名)

(5) 役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、取締役会が指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえて決定することとしています。

なお、現行の決定方針は、2024年4月25日に取締役会決議により決定しました。

決定方針の内容（概要）

① 基本方針

- ・ 当社役員の報酬制度は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、次の方針に従い設計する。
  - － 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機づけとなること
  - － 優秀な経営人材の確保につながること
  - － 決定の手続きが客観的で透明性の高いこと
- ・ 報酬の構成や水準は、当社の経営環境、従業員給与の水準や外部専門機関の調査に基づき他社水準を踏まえて、見直しを行う。

② 金銭報酬（業績連動部分を含む。）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・ 金銭報酬の構成

取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（専任）の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、次の2つにより構成する。

－ 役位に応じた基本部分（基本報酬）

－ 前年度業績に応じて変動する部分（短期インセンティブ報酬）

- ・ 上記「短期インセンティブ報酬」については、次のとおりとする。

－ 役位毎に定められた短期インセンティブ報酬の基準額に対し、全社業績および個人業績の各評価を役位に応じて次の割合で反映させる。

取締役会長	全社業績のみ
代表取締役	全社業績：個人業績＝2：1
取締役（執行役員兼務）	全社業績：個人業績＝1：1
執行役員（専任）	全社業績：個人業績＝1：2

－ 全社業績および個人業績を反映させた個人別の報酬額を算出する。

－ 全社業績は、主要な経営指標であるEBITDAをKPIとし、目標値に対する達成度合いに応じて、0～200%の範囲で変動させる。

- －具体的な目標値については、指名・報酬等諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会にて決定する。
- －個人業績は、担当部門と個人の目標を設定し、その達成度を総合的に勘案して5段階で評価し、0～200%の範囲で変動させる。
- －評価項目に非財務指標を設定し、その達成度により加算する。その非財務指標は、年度経営方針に基づき、すべての執行役員の共通目標となるものとする。

③ 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主との一層の価値共有を推進するため、報酬における一定の割合を非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に譲渡制限付株式報酬（業績非連動・事前交付型）を年1回付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

企業価値向上へのインセンティブが適切に働くように設計することとし、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員の基本報酬、短期インセンティブ報酬、非金銭報酬の割合は6：3：1を目安とする（短期インセンティブ報酬が基準額の場合）。

<ご参考> 取締役（社外取締役を除く。）および執行役員の報酬構成比

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	業績連動報酬等 (短期インセンティブ報酬)	譲渡制限付 株式報酬
60%	30%	10%

⑤ その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、定額の金銭報酬のみとする。
- ・監査役の報酬は、各監査役の職務および責任に応じた定額の金銭報酬のみとし、その役割と独立性の観点から、監査役の協議により決定する。
- ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会を設置し、報酬決定の透明性、客観性を確保する。指名・報酬等諮問委員会の委員長は社外取締役が務める。指名・報酬等諮問委員会は取締役会の諮問を受け、役員報酬の体系、水準、算定方法に加え、役位別報酬の一部を構成する全社業績の目標値などについても審議する。取締役会は指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえ、個別の報酬額を最終決定する。

### 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会において、当事業年度の個人別報酬等の内容と決定方針の整合性が審議され、取締役会に対し妥当である旨の答申がなされたことから、取締役会としても、その答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しました。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。また、保険料については、当社が全額負担しています。

当社は、上記保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めています。

なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

対象会社	当社、当社のすべての子会社および豊科フィルム株式会社（当社の持分法適用関連会社）
被保険者	役員（退任役員を含む。）および管理監督の地位にある従業員

（注）被保険者における「役員」には取締役および監査役のほか、執行役員が含まれています。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	磯貝 恭史	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、技術、研究開発の分野で経営へのアドバイスを行うなど、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的知見や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	桜木 君枝	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員を務めるなど、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	播磨 政明	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、リスク管理やガバナンス強化に向けた経営へのアドバイスを行うなど、弁護士としての専門的知見や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	福士 博司	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員長を務めました。また、経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、バイオ分野やデジタル分野などにおける高い専門性を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	高瀬 正子	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、IT・デジタル分野などにおける高い専門性を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	入江 昭彦	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の実務経験や幅広い見識に基づき意見を述べました。
監査役	新免 和久	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的知見や幅広い見識に基づき意見を述べたほか、指名・報酬等諮問委員会のオブザーバーを務めました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

#### IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

#### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額	84百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

#### 3. 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務ほか

#### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

~~~~~  
◎本事業報告に記載したグラフ、写真などは、ご参考情報です。

## 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については定款により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
  - ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務・コンプライアンス部がグループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
  - ・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定、監督と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
  - ・「決定・監督」は取締役会が担当し、会長が議長を務めます。また、取締役会の実効性向上を図るため、事務局に専任スタッフを置きます。
  - ・「業務執行」では、社長が執行の長として、経営会議および執行役員会議の議長を務めます。経営会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営課題の討議や経営方針の伝達を行うなど効率的な業務執行に努めます。
  - ・社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」において、中長期の重要課題に関する方針、施策、目標を定め、また、それらの進捗を管理して取締役会に報告します。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書、情報管理規程に従い適切に保存および管理を行います。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・経営会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融资案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。
  - ・社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」において、重大リスクを選定し、また、その回避・低減策の進捗を管理します。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・事業運営については、グループ会社の事業内容に応じ当社の担当部門またはグループ管理総括部が進捗を管理します。
  - ・ガバナンスについては、グループ管理総括部が担当部門およびスタッフ部門と連携し、リスクマネジメント体制の整備などを支援します。
  - ・グループ会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、経営会議規則、関係会社管理規程等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。
  - ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
  - ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

## 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。
- (2) 当社および子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。
  - ・ 当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。
  - ・ 当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。
- (3) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家に助言を求めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認められる場合を除き、請求に応じて支払います。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 社内規程において、経営会議、執行役員会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「サステナビリティ委員会」をはじめとする各委員会についても同様の規定を明記します。
  - ・ 監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。
  - ・ 監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

## 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

- ・ 反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

## 8. 運用状況の概要

当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取り組みを行いました。

### (1) 職務の執行の効率性および適正性に関する取り組み

- ・ 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を5回開催し、法令および定款に規定された事項や経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告、中長期テーマの審議などを行いました。
- ・ 取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた経営会議による決議、または稟議による決裁を行いました。

- ・グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会社管理規程等に定められた重要事項について、取締役会または経営会議で審議を行いました。

## (2) コンプライアンスの推進に関する取組み

- ・経営会議メンバーが委員となり、経営の観点からグループ全体のコンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会と、そのもとに具体的取組みを検討、推進するコンプライアンス推進委員会を設置しています。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回、コンプライアンス推進委員会を4回開催し、「言える化と聴ける化で組織力強化」をキャッチフレーズに教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組みました。
- ・「東洋紡グループ企業行動憲章」および行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」を掲載したコンプライアンスマニュアルをグループ従業員に配付するとともに、職場にて読合せを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。
- ・経営からのメッセージ動画の配信や当社全事業所およびグループ会社の管理者層を対象とした勉強会動画の配信をはじめ、各種研修会（計40回）を実施しました。また、法令その他のルールやマナーを分かりやすく解説したイラスト入りケーススタディを毎月発行したり、違反事例をとりあげるなどして注意を促すレポートを不定期に発行したりするなど、コンプライアンス意識の向上を図りました。
- ・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を進めました。
- ・また、日本語・英語を母国語としない海外グループ会社の従業員や日本国内で働く外国人労働者、技能実習生などが、使いやすい言語で内部通報ができるように、日本語・英語に加えて多言語で通報できるグローバル内部通報窓口を設け、問題発生の未然防止や早期発見に向けた取組みも進めました。

## (3) リスク管理に関する取組み

- ・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会で審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、経営会議に答申しました。
- ・サステナビリティ委員会のもとにリスクマネジメント、気候変動・生物多様性、コンプライアンスの3つの委員会を置き、全社横断的な議論を行っています。
- ・サステナビリティ委員会では、当社グループの各マテリアリティに基づき、KPIの進捗管理や中長期的なサステナビリティ・テーマのリスクと機会について議論するなど、重要テーマの一元的な管理に向けた取組みを推進しています。
- ・リスクマネジメント委員会では、リスクを発生可能性と影響度から査定し、重大リスクを選定しています。また、重大リスクごとに、その回避・軽減策を策定し、年度単位でPDCAを回す管理体制を整えています。当事業年度は、グループ会社との対話をさらに進めたうえで、各社のリスクを地域別・機能別にとりまとめ、その結果については当社内部監査部門を含む関係部署と共有しました。また、これらの対話や結果共有等を踏まえ、当社グループとして留意すべき重大リスク領域をリスク統括部門であるリスクマネジメント委員会事務局から同委員会に提言しました。
- ・安全・防災については、グループ全体でその重要性を認識し、「安全防災ロードマップ」のもと、安全文化の醸成と安全基盤の整備を基本に、各種取組みを実施しました。また、定期的開催する会議では、安全・防災に関する活動の状況・方針を当社各部門やグループ会社に説明するなど、グループ一体で活動を推進しました。
- ・安全文化の醸成および安全基盤の整備への取組みは、次のとおりです。

#### 一安全文化の醸成

全員が安全最優先で考え、行動できることをめざし、グループ会社や経営層を対象に含めた外部講師によるセミナーのほか、階層別教育やワークショップなどを実施しました。また、安全文化レベルを把握するために実施したアンケート結果をもとに、各拠点の課題を抽出し、それぞれの安全活動に反映させました。

#### 一安全基盤の整備

敦賀事業所、岩国事業所、犬山工場に設置した防災研修所では、従業員や業務の一部を委託する協力会社に向けた教育を推進しています。安全・防災に関する監査では、各事業所・工場の活動状況を確認しつつ、自主的に安全・防災活動を推進できるよう運営を見直しました。また、労働安全衛生マネジメントシステム構築の一貫としてISO45001の取得を推進しています。宇都宮工場、岩国事業所、敦賀事業所に加え、当事業年度ではあらたに犬山工場も認証を取得しました。

- ・品質については、「ゆるぎない信頼の獲得」を活動方針として掲げ、当社グループ一丸となり、品質不正を発生させない体制・活動の定着を進めるとともに、『順理則裕』の原点に立ち返り、お客様視点で安全・安心を最優先にしたモノづくりの確立を推進しました。主な取組みは、次のとおりです。

一将来のあるべき姿を示し、前向きな品質保証活動につながるロードマップを策定

一品質文化の醸成を目的として、社長または品質保証本部長から品質メッセージを毎月発信

一品質意識を醸成するため、品質月間（毎年11月）の重点活動として、すべての統括執行役員からの品質メッセージ発信やPL/QAセミナー開催、品質をテーマにした各職場における振り返りを実施

一各事業部の年度ごとの取組みに対する品質保証本部長レビューと中間レビュー（期中フォロー）を実施

一品質エンゲージメントの向上をめざし、全社的な品質交流会を開催

一品質保証分野における中核人材の育成を目的として、外部講師によるセミナーを開催

一品質不正防止に向けたキャラバン方式の意識教育を実施

一基盤整備として、手入力が必要な品質データ入力の自動システム導入を推進

一PL/QAアセスメント対象拡大（研究所、グループ会社、海外拠点を含む。）と無通告のアセスメント実施によりモニタリング機能を強化

一製品化学物質管理に関する法令順守状況の総点検を実施

一国内外の法規制への迅速な対応に向けた製品化学物質管理システムを強化

#### (4) 監査役の監査体制に関する取組み

- ・監査役スタッフを2名置き、監査役の職務を補助しました。
- ・当社事業部門、スタッフ部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「2025中期経営計画の推進状況」、「リスクマネジメントへの取組み状況」、「グループガバナンスへの取組み状況」に関して監査役監査を受けました。
- ・内部監査部は、監査役に監査結果の共有を目的とした報告を行うとともに、必要に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しました。
- ・監査役が定期的で開催する三様監査ミーティングにおいて、監査役、会計監査人および内部監査部はそれぞれ状況報告と情報交換を行い、各監査の実効性・効率性向上と監査環境の整備に努めました。
- ・監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。
- ・グループ監査役連絡会は定期的で開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。

## 会社の支配に関する基本方針

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、大量買付行為の中には、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙うものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものも存すると考えられます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は適切ではなく、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者が適切であると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 中期経営計画の推進等による企業価値の向上への取組み

当社は、綿紡績を祖業としつつ、その後は化学繊維、合成繊維へと事業を拡大、その後には、フィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等の市場へも参入、以来、これらの製品に代表されるスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。その長い歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。このビジネスモデルをもとに、さらに成長軌道に乗せるため、中期経営計画を着実に実行し、事業の維持・拡大を図っています。

#### (2) コーポレート・ガバナンスの強化等による企業価値の向上への取組み

当社は、企業理念『順理則裕』のもと、自社のステージに応じた適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築し、中期経営計画をはじめとするさまざまな施策への取組みを通じて、社会的な課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高めていきます。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大量買付行為が行われる場合、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための十分な情報および検討のための時間を確保するよう努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じていきます。

### 4. 上記2、3の具体的な取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

上記2の具体的な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に向上させるための中長期的な経営戦略に基づくものであり、上記1の基本方針に沿うものです。

また、上記3の具体的な取組みは、当社株式の大量買付が行われる場合に、その是非を株主の皆様が適切に判断するための措置を講じることによって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させるためのものであり、上記1の基本方針に沿うものです。

したがって、これらの取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
|-----------|---------|---------------|---------|
| (資産の部)    |         | (負債の部)        |         |
| 流動資産      | 150,122 | 流動負債          | 141,891 |
| 現金及び預金    | 9,259   | 買掛金           | 28,311  |
| 受取手形      | 518     | 電子記録債権        | 1,370   |
| 売掛金       | 56,365  | 短期借入金         | 46,000  |
| 電子記録債権    | 3,545   | コマーシャル・ペーパー   | 5,000   |
| 製品        | 32,549  | 1年内償還予定の社債    | 10,000  |
| 仕掛品       | 9,588   | 1年内返済予定の長期借入金 | 8,704   |
| 原材料及び貯蔵品  | 14,663  | リース債務         | 379     |
| 前払費用      | 1,449   | 未払金           | 12,018  |
| 短期貸付金     | 9,550   | 未払費用          | 2,105   |
| その他       | 12,637  | 未払法人税等        | 395     |
| 固定資産      | 356,290 | 前受り金          | 147     |
| 有形固定資産    | 230,250 | 預賞与           | 23,843  |
| 建物        | 45,390  | 引当金           | 2,676   |
| 構築物       | 7,049   | その他           | 943     |
| 機械及び装置    | 45,376  | 固定負債          | 219,031 |
| 車両及び運搬具   | 102     | 社債            | 67,000  |
| 工具、器具及び備品 | 3,700   | 長期借入金         | 114,143 |
| 土地        | 79,351  | リース債務         | 4,544   |
| リース資産     | 4,888   | 再評価に係る繰延税金負債  | 18,359  |
| 建設仮勘定     | 44,393  | 退職給付引当金       | 12,061  |
| 無形固定資産    | 3,645   | 債務保証損失引当金     | 1,277   |
| ソフトウェア    | 2,102   | その他           | 1,647   |
| その他       | 1,543   | 負債合計          | 360,922 |
| 投資その他の資産  | 122,396 | (純資産の部)       |         |
| 投資有価証券    | 3,044   | 株主資本          | 106,931 |
| 関係会社株式    | 74,682  | 資本金           | 51,730  |
| 関係会社出資金   | 10,920  | 資本剰余金         | 32,522  |
| 長期貸付金     | 14,471  | 資本準備金         | 19,224  |
| 繰延税金資産    | 12,394  | その他資本剰余金      | 13,297  |
| その他       | 8,977   | 利益剰余金         | 23,605  |
| 貸倒引当金     | △2,093  | その他利益剰余金      | 23,605  |
| 資産合計      | 506,412 | 繰越利益剰余金       | 23,605  |
|           |         | 自己株式          | △925    |
|           |         | 評価・換算差額等      | 38,559  |
|           |         | その他有価証券評価差額金  | 449     |
|           |         | 土地再評価差額金      | 38,110  |
|           |         | 純資産合計         | 145,490 |
|           |         | 負債・純資産合計      | 506,412 |

## 損益計算書

(自 2024年 4月 1日)  
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    | 金 額     |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        | 191,896 |
| 売上原価         |        | 151,509 |
| 売上総利益        |        | 40,388  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 38,433  |
| 営業利益         |        | 1,955   |
| 営業外収益        |        |         |
| 受取利息及び受取配当金  | 10,096 |         |
| その他の         | 1,340  | 11,436  |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 1,674  |         |
| その他の         | 6,784  | 8,458   |
| 経常利益         |        | 4,933   |
| 特別利益         |        |         |
| 固定資産売却益      | 688    | 688     |
| 特別損失         |        |         |
| 減損損失         | 950    |         |
| 固定資産処分       | 3,332  |         |
| その他の         | 225    | 4,506   |
| 税引前当期純利益     |        | 1,115   |
| 法人税、住民税及び事業税 | △727   |         |
| 法人税等調整額      | △1,307 | △2,034  |
| 当期純利益        |        | 3,149   |

## 株主資本等変動計算書

( 自 2024年4月1日 )  
( 至 2025年3月31日 )

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |                 |               |                               |         |             |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-------------------------------|---------|-------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金                     | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                       |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 |         |             |
| 当 期 首 残 高                             | 51,730  | 19,224    | 13,297          | 32,521        | 23,856                        | △1,006  | 107,101     |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |                 |               |                               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           |                 |               | △3,524                        |         | △3,524      |
| 当 期 純 利 益                             |         |           |                 |               | 3,149                         |         | 3,149       |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                 |         |           |                 |               | 124                           |         | 124         |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |                 |               |                               | △2      | △2          |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |         |           | 0               | 0             |                               | 82      | 82          |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                 |               |                               |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —       | —         | 0               | 0             | △251                          | 81      | △170        |
| 当 期 末 残 高                             | 51,730  | 19,224    | 13,297          | 32,522        | 23,605                        | △925    | 106,931     |

|                                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |                 |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|-------------------------|---------------|-----------------|---------------------|-----------|
|                                       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                             | 585                     | 25            | 38,508          | 39,118              | 146,219   |
| 当 期 変 動 額                             |                         |               |                 |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                         |               |                 |                     | △3,524    |
| 当 期 純 利 益                             |                         |               |                 |                     | 3,149     |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                 |                         |               |                 |                     | 124       |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                         |               |                 |                     | △2        |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |                         |               |                 |                     | 82        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △136                    | △25           | △398            | △559                | △559      |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | △136                    | △25           | △398            | △559                | △729      |
| 当 期 末 残 高                             | 449                     | —             | 38,110          | 38,559              | 145,490   |

個別注記表  
第167期（2025年3月期）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）を採用しています。  
子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法を採用しています。  
その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(ロ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しています。

棚卸資産…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金…………… 従業員に対する賞与金の支払いに充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

ただし、当社の企業年金基金制度においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、「前払年金費用」として計上しています。

債務保証損失引当金…………… 子会社等への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を繰入計上しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社ではリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、フィルム、ライフサイエンス、環境・機能材、機能繊維・商事、不動産、その他の各セグメントにおける製品の製造・販売を主な事業としています。このうち、国内販売については、契約上別途定めのない限り顧客へ製品を引き渡した時点、輸出版売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。ただし、国内販売における出荷から引渡しまでの期間が通常の間である場合には、代替的取扱いを採用し、製品の出荷時点で収益を認識しています。これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよびリベート等を控除した金額で算定しています。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいません。

当社が第三者に製品の製造や販売、技術の使用等を認めた契約によるロイヤリティ収入については、契約先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

#### 5. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しています。

#### 6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替変動および金利変動のリスクを、先物為替予約・金利スワップ等の手段を用いてヘッジしています。

ヘッジ方針…………… デリバティブ取引に関する内部規定に基づき、実需の範囲内で行うこととしています。

ヘッジ有効性評価の方法…………… 金利スワップ特例処理適用の要件およびヘッジ対象とヘッジ手段それぞれの相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計の比較により、有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、その適用要件を満たしていることで有効性評価を省略しています。

#### 7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

### 会計上の見積りに関する注記

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

|        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 230,250百万円 |
| 繰延税金資産 | 12,394百万円  |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一です。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 265,413百万円

2. 担保に供している資産

現金及び預金 2百万円 (木管保証金保全協会の担保)

3. 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入等に対する債務保証額

(関係会社)

|                                                 |          |
|-------------------------------------------------|----------|
| Toyobo Indorama Advanced Fibers Co., Ltd.       | 3,662百万円 |
| TOYOBO SAHA SAFETY WEAVE Co., LTD.              | 1,886    |
| PT. TRIAS TOYOBO ASTRIA                         | 1,142    |
| キャストフィルムジャパン(株)                                 | 1,025    |
| Indorama Ventures Mobility Obernburg GmbH       | 940      |
| PT. TOYOBO TRIAS ECOSYAR                        | 901      |
| Toyobo Automotive Textiles (CHANGSHU) CO., LTD. | 485      |
| PT. INDONESIA TOYOBO FILM SOLUTIONS             | 374      |
| 東洋紡エムシー(株)                                      | 306      |
| ゼノマックスジャパン(株)                                   | 35       |
| 計                                               | 10,755   |

4. 関係会社に対する金銭債権債務

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 32,330百万円 | 短期金銭債務 | 34,339百万円 |
| 長期金銭債権 | 14,480百万円 | 長期金銭債務 | 283百万円    |

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日…………… 2002年（平成14年）3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

… 26,714百万円

### 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 53,418百万円 |
| 仕入高        | 34,016百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 10,066百万円 |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

|             |      |          |
|-------------|------|----------|
| 当事業年度末自己株式数 | 普通株式 | 876,140株 |
|-------------|------|----------|

### 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### (繰延税金資産)

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 1,034百万円 |
| 棚卸資産評価減   | 929      |
| 退職給付引当金   | 2,771    |
| 貸倒引当金     | 1,061    |
| 減損損失      | 1,792    |
| 投資有価証券評価減 | 4,563    |
| 資産除去債務    | 266      |
| 分離先企業の株式  | 2,857    |
| 繰越欠損金     | 5,717    |
| その他       | 1,471    |
| 繰延税金資産小計  | 22,461   |
| 評価性引当額    | △7,108   |
| 繰延税金資産合計  | 15,353   |

##### (繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 適格事後設立       | △2,304百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △204      |
| その他          | △451      |
| 繰延税金負債合計     | △2,958    |
| 繰延税金資産の純額    | 12,394    |

上記の他、再評価に係る繰延税金負債18,359百万円を固定負債に計上しています。

#### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しました。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

**関連当事者との取引に関する注記**

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称                                     | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係                          | 取引の内容                | 取引金額          | 科目    | 期末残高  |
|-----|--------------------------------------------|-----------|------------------------------------|----------------------|---------------|-------|-------|
| 子会社 | 東洋紡STC(株)                                  | 直接 100%   | 当社が各種製品を販売<br>当社に資金を預入<br>役員の兼任等…有 | 製品の販売<br>(注1)        | 39,417        | 売掛金   | 9,817 |
|     |                                            |           |                                    | 資金の預り<br>(注2)        | 7,290<br>(注3) | 預り金   | 6,513 |
|     |                                            |           |                                    | 利息の支払                | 26            | —     | —     |
| 子会社 | 御幸毛織(株)                                    | 直接 100%   | 当社に資金を預入<br>役員の兼任等…有               | 資金の預り<br>(注2)        | 6,702<br>(注3) | 預り金   | 6,664 |
|     |                                            |           |                                    | 利息の支払                | 26            | —     | —     |
| 子会社 | 東洋紡せんい(株)                                  | 直接 100%   | 当社が資金を貸付<br>役員の兼任等…有               | 資金の貸付<br>(注4)        | 6,693<br>(注3) | 短期貸付金 | 5,937 |
|     |                                            |           |                                    | 利息の受取                | 45            | —     | —     |
| 子会社 | 東洋紡エムシー(株)                                 | 直接 51%    | 当社が調達業務に係る支払を代行<br>役員の兼任等…有        | 調達業務に係る支払代行等<br>(注5) | 46,942        | 立替金   | 6,040 |
| 子会社 | TOYOBO INDUSTRIAL MATERIAL (THAILAND) LTD. | 直接 100%   | 当社が資金を貸付<br>役員の兼任等…有               | 資金の貸付<br>(注4)        | 2,952         | 長期貸付金 | 8,360 |
|     |                                            |           |                                    | 利息の受取                | 237           | —     | —     |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、製品を市場価格を勘案の上決定した価格により販売しています。

(注2) 資金の預りについては市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 資金の貸付および預りについてはCMS（キャッシュマネジメントシステム）による取引金額が含まれており、取引金額は期中の平均残高を記載しています。

(注4) 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

(注5) 調達業務に係る支払代行は、実際発生額を精算したものであります。

**収益認識に関する注記**

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

**1株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額 1,650円06銭
2. 1株当たり当期純利益 35円73銭

**重要な後発事象に関する注記**

(国内無担保普通社債の発行)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行について包括決議を行いました。詳細については、連結注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照下さい。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東洋紡株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 武久善栄 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山田徹雄 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉持豪人 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第167期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

東洋紡株式会社 監査役会

常勤監査役 田 保 高 幸 ㊟

社外監査役 入 江 昭 彦 ㊟

社外監査役 新 免 和 久 ㊟